

平成30年3月22日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

#### 建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

貴団体におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向け、下記の取組等についてご協力をお願いするとともに、傘下の会員企業に対し、周知徹底方よろしくお願い致します。

記

## 1. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、受注者の選定や工事成績評定などの手続きにおいて、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対し、積極的な導入の推進や評価を行っていただくようお願いします。

また、必要な提出書類の簡素化を図るとともに、施工条件の明確化や、請負契約締結後における設計変更の必要最小限化など、工事の手戻り防止を徹底していただくようお願いします。

## 2. 週休2日工事の推進について

建設現場の週休2日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する等により、「週休2日工事」の検討・実施を図っていただくようお願いします。

また、週休2日工事の検討・実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないよう配慮し、実態に即した経費の見直しを図っていただくようお願いします。

なお、国土交通省直轄工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしています。

### 【参考】国交省直轄工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
  - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
  - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
  - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
  - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。

- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- ・労務費 1.05
  - ・機械経費(賃料) 1.04
  - ・共通仮設費 1.04
  - ・現場管理費 1.05
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
- 一 4週8休以上（週休2日）
- ・労務費 1.05
  - ・機械経費(賃料) 1.04
  - ・共通仮設費 1.04
  - ・現場管理費 1.05
- 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25%（7/28日）以上 28.5%未満）
- ・労務費 1.03
  - ・機械経費(賃料) 1.03
  - ・共通仮設費 1.03
  - ・現場管理費 1.04
- 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25%未満）
- ・労務費 1.01
  - ・機械経費(賃料) 1.01
  - ・共通仮設費 1.01
  - ・現場管理費 1.02
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。
- 8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

### 3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分にご理解をいただき、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

#### 4. 社会保険への加入徹底等について

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって、法令上の義務です。国土交通省では、平成29年度までに、建設業許可業者の社会保険加入率を100%にすること等を目標に掲げ、官民を挙げて社会保険の加入促進に取り組んできた結果、加入率は着実に上昇している一方で、未だ加入していない事業者も存在しています。

このため、建設現場からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底する観点から、国土交通省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者（国土交通省）の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、受注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」（別添2参照）を提出するよう働きかけ、受注者から誓約書の提出がなされた場合には受領いただくなど、ご協力をお願いします。

また、民間工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示いただくようお願いします。加えて、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、上記3.の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導していただくようお願いします。

#### 5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、傘下の会員企業に周知していただくようお願いします。

## 6. 行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に適正な工期を確保する観点から、当該補助事業等を適切に執行する中で、やむを得ない事由（計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など）により年度内に完成しないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じていただくようお願いします。

なお、国や地方公共団体等の行政機関に対しても、上記の民間工事について、繰越制度を適切に活用するなどの適正な措置を講じるよう、併せて通知を行っています。

(※)「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいいます。

## 7. 施工時期等の平準化に配慮した工事の発注について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであり、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等の徹底を図ることとしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、施工時期等の平準化への配慮に努めていただくようお願いします。

### 【参考】公共工事の発注機関に対する施工時期等の平準化対策の要請内容

#### (1) 国庫債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、債務負担行為（「2か年国債」や「ゼロ国債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

#### (2) 繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を

変更する必要があることに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(※) 補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(3) 余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。

なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の30%以内かつ4ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

(4) 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

## 8. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上での大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりに努めていただくようお願いします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われており、必要に応じて参考としていただくようお願いします。

以上

## 1. 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

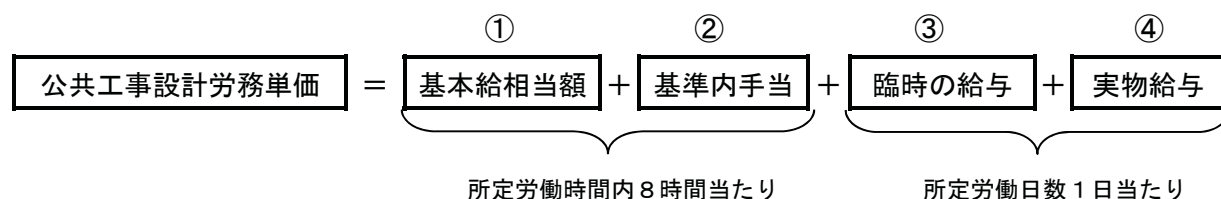
## 2. 公共工事設計労務単価について

### (1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



### (2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

例えば、交通誘導警備員 A、B の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。

### (3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

### 3. 公共事業労務費調査の概要について

#### (1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

#### (2) 調査方法

##### ① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成29年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,207件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

##### ② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

##### ③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で100,175人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

##### ④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、タイル工、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

##### ⑤ その他

平成29年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）について

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	989	9,394
東北	1,405	14,895
関東	1,696	17,676
北陸	902	7,805
中部	1,321	10,793
近畿	1,313	10,450
中国	1,119	8,612
四国	776	5,778
九州	1,385	11,776
沖縄	301	2,996
全国計	11,207	100,175



は、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	19,800	16,300	13,500	18,900	24,200	21,700		21,100	20,100	22,200
東北	02 青森県	23,000	16,900	12,900	18,800	24,700	22,700			18,500	24,100
	03 岩手県	(22,200)	(18,300)	(13,500)	19,800	26,000	21,800			19,500	24,000
	04 宮城県	(23,500)	(18,200)	(14,500)	20,700	26,700	24,700			20,800	28,900
	05 秋田県	21,700	17,100	13,800	19,500	24,800	22,400			19,100	24,700
	06 山形県	21,800	17,100	14,500	19,900	23,600	22,500			19,900	25,100
	07 福島県	(23,500)	(18,100)	(15,700)	20,400	25,900	24,500			20,400	25,400
	関東	08 茨城県	20,600	19,100	13,300	20,200	23,400	24,700	26,300	24,700	20,700
09 栃木県	20,400	17,900	13,200	20,000	24,900	23,400	26,400	24,700	20,400	24,300	
10 群馬県	20,400	18,900	14,100	20,100	26,000	22,300	25,300	24,500	20,000	23,600	
11 埼玉県	21,900	19,400	14,000	19,900	24,900	25,800	26,400	24,800	22,000	26,100	
12 千葉県	22,700	19,100	13,900	20,800	24,800	26,700	26,900	24,800	22,200	27,100	
13 東京都	23,200	20,200	14,500	20,800	26,200	26,400	26,800	24,800	24,200	26,600	
14 神奈川県	23,400	20,200	14,200	20,300	24,800	26,500	26,700	24,600	22,300	25,000	
19 山梨県	22,300	20,100	13,900	20,200	25,600	23,600	26,600	24,400	21,800	24,500	
20 長野県	21,500	18,500	14,700	20,100	24,700	23,300	24,700	23,100	20,500	23,000	
北陸	15 新潟県	21,100	17,800	15,600	20,200	25,600	22,100	23,300		20,100	23,200
	16 富山県	23,500	18,900	14,600	19,900	27,200	24,800			21,100	25,000
	17 石川県	22,700	19,500	14,500	19,700	27,300	24,900			21,200	24,600
中部	21 岐阜県	21,400	19,100	14,200	20,700	25,500	24,700	27,200	26,000	20,300	23,600
	22 静岡県	21,200	20,100	12,900	20,000	25,200	23,900	26,600	27,100	21,500	24,200
	23 愛知県	22,300	19,100	14,600	20,100	26,400	25,400			20,400	23,600
	24 三重県	21,300	18,400	13,800	21,000	26,000	26,000		24,600	20,500	23,900
近畿	18 福井県	19,400	16,500	12,500	19,300	22,600	21,200			18,800	21,500
	25 滋賀県	19,600	17,600	13,400	20,000	23,600	22,500	22,600		20,000	22,600
	26 京都府	19,100	18,400	12,600	20,000	22,900	22,200			19,500	21,800
	27 大阪府	20,400	18,000	12,500	20,000	23,700	23,600			20,300	22,200
	28 兵庫県	18,400	18,200	12,000	19,100	22,500	22,500			19,200	20,800
	29 奈良県	20,600	18,100	13,300	20,900	23,600	23,000			20,000	22,300
	30 和歌山県	19,900	18,300	12,500	19,700	22,800	22,800			20,100	21,400
中国	31 鳥取県	17,500	14,200	12,500	17,500	21,500	21,200		18,900	17,200	20,900
	32 島根県	17,800	15,300	12,600	17,000	20,600	21,100		18,900	17,100	20,200
	33 岡山県	18,800	16,600	12,800	17,700	22,100	22,000		18,800	18,300	21,500
	34 広島県	19,100	17,300	12,700	17,000	22,300	21,700		18,900	18,200	21,300
	35 山口県	17,800	15,900	12,600	17,200	21,600	21,700		18,900	18,100	20,700
四国	36 徳島県	19,900	17,800	13,400	17,400	26,500	21,700			18,800	20,700
	37 香川県	20,700	18,300	13,400	17,800	24,800	21,800			19,200	20,900
	38 愛媛県	19,500	16,000	13,000	17,600	24,400	21,600			18,300	19,700
	39 高知県	19,300	16,300	13,800	18,000	25,400	22,000			18,300	19,800
九州	40 福岡県	20,300	18,100	12,700	17,500	23,100	22,200	23,000	22,100	19,000	21,500
	41 佐賀県	17,900	15,500	12,300	17,400	22,700	20,800	23,300	22,300	18,600	21,100
	42 長崎県	18,700	16,300	13,000	18,000	22,500	20,700	23,500	22,200	17,800	21,000
	43 熊本県	19,100	16,700	13,700	17,700	23,600	21,700	23,400	22,000	17,500	21,700
	44 大分県	18,200	15,600	12,900	17,400	21,800	21,300	23,000	21,700	17,700	21,500
	45 宮崎県	20,300	15,200	13,000	17,500	22,000	21,500	23,300	21,700	17,300	20,300
46 鹿児島県	22,300	16,400	14,000	17,200	25,500	21,900	23,300	21,700	17,800	21,400	
沖縄	47 沖縄県	20,000	17,600	13,600		21,600	26,100	18,500		15,600	23,900

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	22,900	22,200	24,400	19,500	16,600	32,200	38,200	25,900	33,400	25,600
東北	02 青森県	21,400	20,300	22,900	24,800	22,600	31,800	37,800	28,100	34,000	24,800
	03 岩手県	21,600	21,200	23,100	(24,600)	(20,800)	31,800	37,800	28,100	35,900	25,000
	04 宮城県	24,400	24,800	24,800	(25,800)	(23,200)	31,600	37,400	27,800	35,800	24,800
	05 秋田県	22,000	21,900	23,400	23,900	23,100	31,700	37,800	28,100	34,700	25,200
	06 山形県	22,900	24,400	24,600	22,600	20,500	31,800	37,700	28,100	34,700	25,100
	07 福島県	22,800	24,500	24,500	(21,900)	(19,700)	31,800	37,600	28,000	34,500	24,700
	関東	08 茨城県	22,900	24,100	27,400	22,300	18,400	28,900	34,200	27,500	29,100
	09 栃木県	23,700	25,400	28,100	20,100	19,200	29,000	34,300	27,500	29,800	23,700
	10 群馬県	23,200	22,100	26,200	20,400	17,200	29,000	34,300	27,500	31,500	23,600
	11 埼玉県	24,200	25,800	27,400	23,200	20,200	29,000	34,300	27,500	28,900	23,500
	12 千葉県	24,100	26,000	27,500	22,600	20,100	29,000	34,300	27,500	28,700	23,500
	13 東京都	24,800	27,300	29,200	22,800	18,900	29,000	34,300	27,500	28,400	23,500
	14 神奈川県	24,800	27,300	29,900	23,700	20,200	29,000	34,300	27,500	30,200	23,500
	19 山梨県	25,100	25,800	28,800	22,800	19,700	29,100	34,400	27,600	30,500	23,500
	20 長野県	23,600	23,200	25,500	20,400	17,800	29,200	34,600	27,700	32,200	23,800
北陸	15 新潟県	21,800	22,600	23,700	20,900	18,300	31,900	37,700	27,200	32,800	24,000
	16 富山県	24,200	24,100	24,800	22,100	18,300	31,900	37,700	27,200	32,400	23,800
	17 石川県	23,700	23,700	24,400	21,600	19,100	31,900	37,600	27,200	33,400	24,200
中部	21 岐阜県	23,400	23,900	26,200	22,200	19,200	30,600	36,100	26,500	32,400	24,700
	22 静岡県	25,500	25,500	28,300	21,700	19,500	30,600	36,200	26,600	33,800	24,600
	23 愛知県	23,800	25,000	27,600	21,900	19,800	30,600	36,100	26,500	33,200	24,500
	24 三重県	24,800	24,300	27,200	21,500	19,000	30,600	36,200	26,600	30,900	24,300
近畿	18 福井県	21,000	22,800	22,600	18,700	18,300	28,800	34,100	22,700	30,700	23,100
	25 滋賀県	20,600	22,900	23,700	19,800	17,500	28,800	34,000	22,600	31,100	22,400
	26 京都府	20,800	23,600	23,500	18,800	16,800	28,800	34,000	22,600	29,900	21,900
	27 大阪府	21,200	24,300	23,200	20,200	17,000	28,800	34,000	22,600	29,500	21,700
	28 兵庫県	20,000	21,800	22,900	19,000	16,800	28,800	34,000	22,600	28,600	21,800
	29 奈良県	21,200	24,200	24,400	19,600	17,200	28,800	34,000	22,600	29,400	22,100
	30 和歌山県	20,700	23,600	23,200	18,400	16,700	28,800	34,000	22,600	28,000	22,000
中国	31 鳥取県	20,100	20,800	22,100	16,300	14,300	30,100	35,600	24,600	33,500	23,200
	32 島根県	19,500	19,300	20,300	17,800	14,600	30,100	35,600	24,600	34,000	22,800
	33 岡山県	20,400	20,700	22,200	19,100	16,400	30,100	35,600	24,600	32,700	23,400
	34 広島県	20,300	19,700	20,400	19,500	16,400	30,100	35,500	24,500	33,800	22,600
	35 山口県	19,800	19,000	20,700	18,000	15,800	30,100	35,600	24,600	33,400	22,800
四国	36 徳島県	20,800	20,300	23,700	17,800	16,700	30,800	36,400	23,100	31,700	23,700
	37 香川県	20,900	20,300	23,800	19,100	17,500	30,700	36,300	23,100	32,500	23,600
	38 愛媛県	20,800	20,200	23,800	19,400	17,200	30,800	36,400	23,100	31,000	23,500
	39 高知県	20,900	20,500	23,900	19,800	17,600	30,800	36,400	23,100	31,000	23,600
九州	40 福岡県	20,000	22,200	23,300	19,700	17,000	31,700	37,500	28,700	32,100	23,500
	41 佐賀県	20,200	22,800	22,900	21,700	17,500	31,700	37,500	28,700	31,000	23,900
	42 長崎県	19,900	22,500	22,500	18,500	16,200	31,800	37,600	28,800	31,800	24,100
	43 熊本県	20,200	22,400	22,900	19,300	16,700	31,900	37,700	28,800	32,100	23,100
	44 大分県	20,200	21,400	22,600	20,600	18,700	31,800	37,600	28,800	31,200	23,100
	45 宮崎県	20,100	21,900	21,900	20,600	17,400	31,700	37,500	28,700	32,500	23,000
46 鹿児島県	20,100	22,300	22,800	22,800	19,900	31,800	37,600	28,800	32,800	23,400	
沖縄	47 沖縄県	19,000	22,700	22,700	22,700	20,000	32,000	37,900	28,200	27,200	22,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	34,300	28,600	28,900	35,200	21,000	26,100	20,700	38,200	25,000	24,000
東北	02 青森県	34,700	28,200	30,400	34,200	25,000	27,000	21,300	43,900	27,200	27,500
	03 岩手県	34,800	28,300	30,500	35,500	25,000	27,100	21,300	45,700	28,300	29,000
	04 宮城県	34,500	28,100	30,200	38,700	25,100	26,900	21,100	49,900	30,900	31,300
	05 秋田県	34,700	28,600	30,400	35,300	25,900	27,000	21,300	45,300	27,900	28,400
	06 山形県	34,700	28,500	30,400	34,500	24,200	27,000	22,300	45,600	28,200	28,600
	07 福島県	34,600	28,200	30,400	34,500	22,800	27,000	22,300	45,600	28,200	28,800
	関東	08 茨城県	31,600	28,800	30,000	32,300	22,700	30,100	22,600	36,800	23,500
09 栃木県		31,600	29,200	30,000	32,600	22,600	30,100	22,600	37,100	24,200	26,100
10 群馬県		31,600	29,000	30,000	32,600	22,700	30,200	22,600	38,500	23,600	25,400
11 埼玉県		31,600	29,800	30,100	32,800	23,000	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
12 千葉県		31,600	29,200	30,100	32,800	23,500	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
13 東京都		31,600	29,000	30,100	33,200	24,200	28,600	22,600	39,600	27,300	27,100
14 神奈川県		31,600	28,800	30,100	32,500	24,600	28,600	22,600	38,900	26,500	26,100
19 山梨県		31,600	29,000	30,100	31,900	23,300	28,500	22,500	39,300	26,000	26,100
20 長野県		31,600	29,200	30,300	31,600	22,700	28,800	22,600	37,700	24,700	26,200
北陸		15 新潟県	34,600	27,600	33,300	31,300	21,200	27,800	22,100	39,800	24,200
	16 富山県	34,800	27,500	33,300	32,200	22,500	26,600	22,100	40,500	24,300	26,800
	17 石川県	34,400	27,700	33,300	32,800	24,100	26,600	22,200	39,100	25,100	25,200
中部	21 岐阜県	35,500	28,400	30,900	31,900	23,300	26,800	21,500	36,100	23,600	23,200
	22 静岡県	35,500	29,200	31,000	32,200	23,500	26,700	21,500	41,300	25,700	26,300
	23 愛知県	35,500	28,300	30,900	31,500	23,300	26,700	21,500	38,700	25,100	23,500
	24 三重県	35,500	28,400	31,000	32,800	22,500	26,500	21,300	38,800	24,500	23,400
近畿	18 福井県	32,400	26,800	28,000	31,200	21,800	25,400	19,400	31,200	22,600	22,500
	25 滋賀県	33,000	26,500	27,800	30,800	22,000	23,800	19,400	31,400	23,500	22,300
	26 京都府	32,500	26,500	27,800	30,800	21,700	23,800	19,400	31,000	23,500	22,100
	27 大阪府	32,300	26,800	27,800	31,400	22,500	25,500	19,400	31,800	23,500	22,500
	28 兵庫県	32,400	26,800	27,900	31,100	21,400	24,400	19,400	32,600	23,500	22,900
	29 奈良県	33,000	26,500	27,800	30,700	22,700	24,900	19,400	31,100	23,500	22,400
	30 和歌山県	32,500	26,500	27,800	30,700	22,700	23,800	19,400	31,100	23,500	22,000
中国	31 鳥取県	34,700	25,600	26,500	29,400	19,500	24,100	19,300	36,000	27,200	26,200
	32 島根県	34,700	25,600	26,500	29,100	18,700	24,100	19,300	36,200	28,800	26,400
	33 岡山県	34,700	25,800	26,500	29,300	20,000	24,500	19,300	36,000	27,300	26,300
	34 広島県	34,700	25,800	26,500	29,400	19,400	24,200	19,700	36,700	29,100	26,600
	35 山口県	34,700	25,800	26,500	29,300	19,900	24,100	19,100	36,700	29,100	26,700
四国	36 徳島県	32,000	26,300	27,200	29,000	21,000	33,800	22,400	40,100		20,700
	37 香川県	32,300	26,200	27,200	29,300	21,000	33,900	23,400	40,700		21,100
	38 愛媛県	32,100	26,000	27,200	28,300	22,000	33,600	22,400	40,500		20,800
	39 高知県	31,900	26,300	27,200	29,000	20,800	33,600	22,000	40,400		20,900
九州	40 福岡県	33,100	25,900	28,200	31,700	21,500	27,000	20,500	36,600	23,200	23,300
	41 佐賀県	33,200	25,900	28,200	31,900	20,500	26,800	20,500	36,700	23,200	23,300
	42 長崎県	33,200	25,900	28,300	31,900	20,200	25,700	19,700	36,500	23,000	23,100
	43 熊本県	33,200	25,900	28,300	30,800	21,000	27,000	20,000	36,700	23,200	23,300
	44 大分県	33,200	25,900	28,300	31,200	21,200	26,900	20,200	36,700	23,100	23,200
	45 宮崎県	33,200	25,900	28,200	31,700	21,500	25,700	19,700	36,600	23,000	23,100
46 鹿児島県	33,200	25,900	28,300	32,000	23,300	25,600	19,700	36,800	23,100	23,300	
沖縄	47 沖縄県	31,000	30,800	24,900	36,700	22,700	22,500	20,000	43,700	26,900	29,100

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工
北海道	01 北海道		27,400	21,400	23,000	23,000	19,700	23,200	24,100	23,100
東北	02 青森県		29,700	27,400	24,300	24,500	19,300	22,600	21,400	22,600
	03 岩手県		30,900	27,700	25,000	26,000	20,600	22,600	21,600	22,800
	04 宮城県		33,800	31,200	27,100	28,200	21,600	22,400	23,600	24,700
	05 秋田県		29,900	24,700	26,800	24,800	18,700	22,600	22,000	22,500
	06 山形県		28,900	25,100	23,300	24,400	20,700	22,600	24,600	23,300
	07 福島県		35,400	23,300	25,900	24,500	21,100	22,500	24,300	23,700
	関東	08 茨城県	26,400	43,900	24,000	25,000	25,800	20,900	24,100	26,000
09 栃木県		26,400	44,700	23,800	25,400	26,100	21,000	24,200	26,900	26,400
10 群馬県		26,500	41,400	23,700	24,500	23,000	20,300	24,200	24,700	24,000
11 埼玉県		26,400	44,800	25,000	24,700	25,900	20,800	24,200	27,900	26,800
12 千葉県		26,400	45,800	24,200	24,700	26,400	21,200	24,200	28,000	26,900
13 東京都		26,400	43,600	25,100	24,700	26,700	21,700	24,200	28,900	26,900
14 神奈川県		26,400	42,400	25,000	24,700	26,000	20,600	24,200	26,500	26,300
19 山梨県		26,400	41,900	25,100	24,800	25,600	20,600	24,200	26,100	26,000
20 長野県		26,500	37,200	22,100	24,300	22,200	19,700	24,400	24,400	24,400
北陸		15 新潟県		28,800	22,000	22,400	22,000	20,200	21,800	22,400
	16 富山県	24,900	33,400	24,400	23,000	22,800	20,300	21,800	22,400	23,200
	17 石川県	24,900	34,000	23,900	23,000	22,400	20,500	21,800	23,300	23,500
中部	21 岐阜県	26,900	37,000	25,300	25,500	23,000	19,800	24,100	23,400	23,300
	22 静岡県	26,800	39,700	23,900	25,500	24,300	20,300	24,200	25,800	24,300
	23 愛知県	26,800	37,600	25,600		23,600	20,500	24,100	25,300	23,600
	24 三重県	26,800	38,900	23,900	25,500	23,100	20,800	24,200	25,200	25,300
近畿	18 福井県	21,700	33,900	21,300	20,000	20,800	19,500	22,100	21,900	22,100
	25 滋賀県	21,600	34,000	21,600	20,900	21,500	20,200	22,000	22,500	22,100
	26 京都府	21,600	34,500	22,300	20,700	21,800	20,100	22,000	22,500	22,100
	27 大阪府	21,600	35,900	23,500	20,400	21,900	20,600	22,000	22,600	22,100
	28 兵庫県	21,600	33,600	22,100	20,600	20,800	18,500	22,000	21,800	20,600
	29 奈良県	21,600	36,900	23,200	20,900	22,400	20,600	22,000	22,500	22,100
	30 和歌山県	21,600	34,900	23,500	20,700	22,000	19,800	22,000	22,300	22,100
中国	31 鳥取県		32,100	20,600	20,900	20,100	17,600	20,800	22,600	21,500
	32 島根県		26,800	19,900	21,300	19,400	17,400	20,800	21,500	21,100
	33 岡山県		30,600	21,400	20,900	20,400	18,000	20,800	22,900	21,400
	34 広島県		26,900	20,800	21,200	20,100	17,700	20,800	22,100	20,800
	35 山口県		27,000	19,900	21,400	19,800	17,800	20,800	21,800	21,100
四国	36 徳島県			21,300	21,200	22,000	18,100	20,900	21,700	
	37 香川県			21,200	21,200	22,000	18,900	20,900	21,800	
	38 愛媛県			21,100	21,200	21,800	18,000	20,900	21,500	
	39 高知県			20,800	21,200	21,700	17,700	20,900	21,500	
九州	40 福岡県		27,800	21,500	22,800	21,700	17,900	19,600	21,400	20,600
	41 佐賀県		29,000	23,200	22,900	21,800	17,500	19,600	21,500	20,700
	42 長崎県		28,600	21,200	22,800	21,700	17,500	19,700	21,200	20,900
	43 熊本県		28,500	21,400	22,900	21,400	17,200	19,800	21,400	20,600
	44 大分県		28,300	20,700	22,600	21,500	17,800	19,600	21,400	20,700
	45 宮崎県		28,000	21,700	22,400	21,400	17,000	19,600	21,100	20,600
46 鹿児島県		28,200	23,900	23,000	21,800	17,300	19,600	21,200	20,700	
沖縄	47 沖縄県			24,700		23,800	15,900	16,500	28,200	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	23,100	22,500	20,300		19,500	22,700	21,900	12,700	10,800
東北	02 青森県	24,900	22,200	21,500		18,600	21,300	21,200	11,800	10,400
	03 岩手県	24,900	22,400	21,600		18,800	21,200	21,100	(12,700)	(11,000)
	04 宮城県	26,700	24,400	21,200		19,200	21,200	21,100	(13,900)	(11,800)
	05 秋田県	25,200	22,400	21,500		18,700	21,300	21,200	11,900	10,300
	06 山形県	24,700	23,600	21,500		19,900	21,300	21,200	13,500	11,600
	07 福島県	25,200	24,300	21,500		19,600	21,300	21,100	(13,900)	(11,800)
	関東	08 茨城県	24,800	26,800	23,900		20,900	21,500	21,800	13,400
09 栃木県		24,900	27,300	23,900		20,700	21,500	21,800	13,100	11,300
10 群馬県		24,000	26,500	23,900	23,500	20,000	21,500	21,800	12,500	11,000
11 埼玉県		24,500	27,000	24,000		21,200	21,500	21,800	13,300	11,800
12 千葉県		24,600	26,500	24,000		20,900	21,500	21,800	13,700	11,900
13 東京都		24,700	26,700	24,000		21,200	21,500	21,800	14,200	12,300
14 神奈川県		24,300	27,100	24,000	23,500	20,500	21,500	21,800	14,100	12,300
19 山梨県		24,500	27,300	24,000	23,500	20,400	21,500	21,800	12,900	11,300
20 長野県		23,800	26,200	24,200	23,600	20,100	21,500	21,800	11,900	10,100
北陸		15 新潟県	25,600	23,300	22,100	19,300	19,300	21,300	21,500	13,300
	16 富山県	24,800	23,200	22,100	19,100	20,000	21,300	21,500	13,200	12,000
	17 石川県	24,300	22,500	22,100	18,800	20,100	21,300	21,500	13,700	11,900
中部	21 岐阜県	24,500	23,800	23,300	21,700	19,200	22,600	23,300	13,200	11,900
	22 静岡県	24,200	29,800	23,300	21,700	20,800	22,500	23,300	13,700	11,800
	23 愛知県	24,100	26,800	23,300	21,700	19,600	22,500	23,300	14,100	12,100
	24 三重県	24,700	26,900	23,300	21,700	20,400	22,600	23,300	13,400	11,600
近畿	18 福井県	20,800	22,200	21,200		18,900	21,400	21,500	12,800	11,200
	25 滋賀県	22,500	22,600	21,100		19,700	21,800	22,400	12,300	10,400
	26 京都府	22,500	22,700	21,100		19,200	21,600	22,200	12,400	10,000
	27 大阪府	22,100	22,700	21,100		19,200	21,400	22,000	12,200	10,600
	28 兵庫県	22,100	22,700	21,100		19,100	21,500	22,000	12,500	10,400
	29 奈良県	22,500	22,800	21,100		19,300	21,800	21,900	12,600	10,500
	30 和歌山県	22,300	22,700	21,100		19,100	21,600	21,700	12,200	10,400
	中国	31 鳥取県	19,600	21,700	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	12,700
32 島根県		19,500	21,200	20,300	17,400	18,000	19,500	19,700	12,700	10,800
33 岡山県		19,500	22,200	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	13,100	11,300
34 広島県		19,500	21,200	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	13,100	11,100
35 山口県		19,500	21,400	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	12,900	10,700
四国	36 徳島県			20,200			21,000	20,400	12,900	11,500
	37 香川県			20,200			21,000	20,400	13,000	11,600
	38 愛媛県			20,200			21,000	20,400	12,400	10,500
	39 高知県			20,200			21,000	20,400	11,800	10,000
九州	40 福岡県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,500	19,700	20,300	12,000	10,600
	41 佐賀県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,300	19,700	20,500	11,900	10,400
	42 長崎県	25,400	22,500	21,700	16,300	17,500	19,700	20,600	12,100	11,100
	43 熊本県	25,700	21,700	21,800	16,300	17,300	19,700	20,300	11,700	10,100
	44 大分県	25,100	21,600	21,600	16,200	17,600	19,700	20,300	11,900	9,600
	45 宮崎県	25,000	21,500	21,600	16,200	17,500	19,700	20,200	11,900	9,300
46 鹿児島県	25,100	21,300	21,700	16,100	17,400	19,700	20,200	12,700	10,800	
沖縄	47 沖縄県		17,600	21,000		15,100	18,900		10,600	9,300

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>



職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</li> </ul>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作</li> </ul>
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面 〕
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>( 潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む )</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</li> <li>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</li> <li>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</li> </ol>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</li> <li>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</li> <li>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</li> <li>d. その他各作業について必要とされる関連業務</li> </ol>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</li> <li>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</li> </ol>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</li> <li>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</li> </ol>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 配管ならびに管の撤去</li> <li>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</li> <li>c. 電触防護</li> </ol>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</li> <li>b. 建築物の床または壁の穴あけ</li> </ol>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

## 誓約書

(発注者名) 殿

工事名 : \_\_\_\_\_

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

### 記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日  
(所在地)  
(受注者名)

様式 3111

(取扱店→契約者)

### 掛金収納書

(契約者が発注者へ)

金融機関コード			

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。  
 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

共	済								
契約者番号									

契約者氏名  
 (法人または事業主名)

殿

電話番号

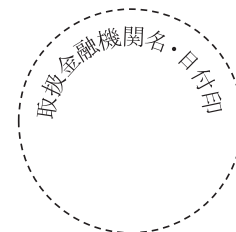
証紙枚数	1日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額							円
	10日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額							円
合計金額					円							円

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
**建設業退職金共済事業本部**

印

- 公共
- 民間
- その他

契約者記入欄	発注者名	元請契約の工事番号および工事名



**※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。**

# 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

平成29年8月28日

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

## 目 次

1. ガイドラインの趣旨等	1
(1) 背景	
(2) 趣旨	
2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方	3
(1) 請負契約の締結に係る基本原則	
(2) 受注者の役割	
(3) 発注者の役割	
(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化	
3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組	5
(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化	
(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保	
(3) 生産性向上	
(4) 下請契約における取組	
(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用	
4. その他	11



## 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

平成29年8月28日  
建設業の働き方改革に関する  
関係省庁連絡会議 申合せ

### 1. ガイドラインの趣旨等

#### (1) 背景

建設業については、現行の労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされているが、今般の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めようとして、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところである。

当該規制の適用に当たっては、個々の建設企業や建設業界全体において、適切な労務管理も含め、長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に向けた取組が不可欠であることは言うまでもない。そのために、当然としてまずは施工の効率化や品質・安全性の向上、重層下請構造の改善など、生産性向上に向けたより一層の自助努力が強く求められる。そのうえで、こうした内なる努力と併せて、週休2日の確保のための適正な工期の設定などについて、発注者や国民を広く意識し、その理解を得ていくための外なる努力・取組が必要である。

こうした建設企業の取組について、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、同計画に基づき、本年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、7月には主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」が設置されたところである。

## (2) 趣旨

本ガイドラインは、これらの会議における議論も踏まえ、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた取組の一つとして、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として策定するものである。

国の発注工事においては、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底し、地方公共団体及び独立行政法人に対しても、本ガイドラインの遵守のため速やかに準備を整え、取組を強化するよう要請する。また、民間発注団体に対しても、本ガイドラインに沿った工事の実施がなされるよう、内容を周知し、理解と協力を求める。

また、建設業界においても、本ガイドラインに沿って下請契約も含め適正な工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって、建設業の担い手ひとり一人の長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に確実に結びつけていくこと、また、発注者や国民の理解を得るための生産性向上に業界を挙げて取り組むことを求める。

建設業はインフラや建築物の整備の担い手として我が国経済・社会を支える産業であると同時に、災害時には社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な地域の守り手である。本ガイドラインに沿って、建設業の生産性向上等も踏まえて適正な工期の設定に向けた取組が推進されることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、そのみならず、建設業の働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくことにより、最終的には我が国国民の利益にもつながるものである。

【参考】働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）抜粋

（現行の適用除外等の取扱）

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間

の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

(注) 本ガイドラインにおける用語の意義は、以下のとおり。

「受注者」…発注者から直接工事を請け負った請負人をいう。

「発注者」…建設工事の最初の注文者（いわゆる「施主」）をいう。

「元請」……下請契約における注文者をいう。

「下請」……下請契約における請負人をいう。

## 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

建設工事の請負契約については、建設業法（第18条、第19条等）において、受発注者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められている。また、労働安全衛生法（第3条）においても、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

受発注者は、これら法令の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、十分な協議や質問回答の機会、調整期間を設け、契約内容について理解したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。

### (2) 受注者の役割

受注者は、時間外労働の上限規制の適用に向けて、3(3)に記載するICT

の活用による施工の効率化など、より一層の生産性向上に向けての取組を推進することが不可欠である。

また、受注者は、下請も含め建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。なお、当然のことながら、適正な工期の下、設計図書等に基づいて工事目的物を完成させ、契約で定めた期日までに発注者に引き渡す役割を担う。

民間工事においては、発注者が設計図書等において仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に必要と考える工期を発注者に提示したうえで、請負契約が締結される場合が多いことを踏まえ、受注者は、請負契約の締結の際、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明するものとする。

また、下請契約を締結する場合の受注者は、適正な工期により一次下請契約を締結するのは勿論のこと、受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や適切な工期変更、下請契約に係る工期の適正化に関する取組等を行うものとする。

### (3) 発注者の役割

発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初の設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により、後工程における長時間労働につながりかねないことから、発注者は、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。

公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者には、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事入札契約適正化法や公共工事品質確保法に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。

民間工事においては、発注者は必要に応じ、受注者に対し、工期に関する

適切な情報提供を求めるとともに、その説明等を踏まえ、本ガイドラインに沿って適正な工期での請負契約を締結することが求められる。なお、公募等により、発注者において当初の工期を定める場合は、公共工事の発注者と同様に、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定するよう、理解と協力が求められる。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針」(平成28年7月国土交通省策定)を踏まえ、工期の変更が必要となった場合における協議を円滑に実施する観点から、工事の実施に先立って、工期への影響を含め具体的にどのような施工上のリスクが存在するか等に関して情報共有や意思疎通を図り、不明な点や各々の役割分担についてできる限り明確化しておくことが望ましい。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- ・ 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「準備期間」
- ・ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、下記のとおり設定。

「準備期間」……………主たる工種区分ごとに30～90日間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定

「後片付け期間」………20日間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に

応じて期間を設定

「降雨日」……………施工に必要な実日数に雨休率を乗じた日数。雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可

- ・ 用地買収や建築確認、道路管理者との調整等、工事の着手前の段階で発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続きに要する期間
  - ・ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合における当該工期の実績
- 適正な工期設定等を検討するに当たり、工事の特性等を踏まえ、土木工事については国土交通省の工期設定支援システム、建築工事については国土交通省の公共建築工事における工期設定の基本的考え方及び（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを適宜参考とする。
- なお、労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の5年後に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに留意する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が必要であることにも留意する必要がある。

【参考】働き方改革実行計画 抜粋

（時間外労働の上限規制）

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間（＝月平均60時間）とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が增加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

- 上記を踏まえて週休2日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、公共工事の請負契約の締結においては、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映するものとする。また、民間工事の請負契約においても、公共工事の例を参考にして請負代金に適切に反映するよう努めるものとする。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、週休2日を実施する工事について、共通仮設費…1.02、現場管理費…1.04の補正係数を上乘せ。営繕工事においては、工期に応じて共通仮設費及び現場管理費を算出。

- なお、上記の取組は、いたずらに工期を延ばすことを是とするものではなく、建設業において不可欠な取組である生産性向上や、シフト制等による施工体制の効率化とも相まって、適正な工期設定を行うことを目的とするものである。また一方で、一定の制約条件により工期が設定される場合には、それに見合った体制を組む必要が生ずる場合があることを踏まえ、請負代金に適切に反映することが必要である。
- 受注者は、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）を行わないものとする。また、下請契約においても、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定することとし、特に後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮する。
- 受注者は、工事着手前に工程表を作成したうえで、施工期間中にわたって随時又は工程の節目ごとに工事の進捗状況を発注者と共有することとし、工事内容に疑義が生じた場合には、受発注者双方ともに速やかな回答に努めるなど、工事の円滑な施工を図るものとする。また、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合等、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合には、受発注者双方協議のうえで、適切に工期の変更を行うものとする。下請契約の場合においても同様とする。

【参考】建設工事の請負契約において、発注者又は元請の責めに帰すべき事由に

よる工期の変更等に伴うコスト増加分を受注者又は下請に一方的に負担させることは、建設業法違反（第 19 条の 3：不当に低い請負代金の禁止）に該当するおそれがあり、公共工事の発注者にとっては国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の、民間工事の発注者又は元請にとっては国土交通大臣又は都道府県知事による公正取引委員会への措置請求の対象となる可能性がある。

- 施工時期の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、適正な工期の確保や、担い手の処遇改善などの働き方改革に資するものである。公共工事の発注においては、年度末に工事完成時期が集中し、年度当初に稼働している工事が少なくなる傾向があることから、発注者は、工事の特性等も踏まえ、下記の取組を講じることなどを通じて、施工時期の平準化を推進するものとする。
  - ・ 労働者・資機材の確保等のための工事着手までの余裕期間の設定
  - ・ 適正な工期を確保するための債務負担行為の積極的な活用
  - ・ 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表
- また、民間工事においても、大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中の回避などにより、受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努めるものとする。

## （2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するものとする。

【参考】本来支払われるべき社会保険の法定福利費や安全衛生経費などを支払わず、受注者又は下請に一方的に負担させることは、建設業法（第 19 条の 3：不当に低い請負代金の禁止）違反に該当するおそれがある。



### (3) 生産性向上

- 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けて、長時間労働の是正や週休2日の確保等による働き方改革とともに、より一層の生産性向上が必要不可欠である。このため、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新に至る各段階における受発注者の連携等を通じて、下記の実施等により、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。
  - ・ ドローンによる3次元測量やICT建機の活用等、ICT活用工事の推進
  - ・ 業務の効率化に向けた工事関係書類の削減・簡素化、情報共有システムを活用した書類授受の省力化
  - ・ 設計等プロジェクトの初期段階において施工等に関する検討を集中的に行うフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進
  - ・ プレキャスト製品など効率化が図られる工法の活用や汎用性の高い工法の導入
  - ・ 施工時期の平準化

【参考】国土交通省では、全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等の活用等を進める「i-Construction」により、これまでより少ない人数、少ない工事日数で同じ工事量の実施の実現を図り、2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指している。

- 受注者は、時間外労働の上限規制の適用に向け、まずは自らの生産性向上に向けた一層の実施の推進が不可欠であるとの認識の下、発注者の理解も得ながら、下記の実施等を積極的に推進することにより、建設工事の現場における生産性向上を推進する。
  - ・ 工事現場におけるICTの活用等による、施工の効率化や品質・安全性の向上
  - ・ 技能労働者の多能工化や技能水準の向上
  - ・ プレキャスト製品やハーフプレキャスト等の活用
  - ・ 重層下請構造の改善
- 発注者は、工事の手戻りを防止し、後工程における長時間労働の発生を防ぐため、地質調査によるデータ等に基づき適切な設計図書を作成し、施工条件等を明確にすることが求められる。また、受注者による生産性向上に向けた実施や提案——例えば、建設生産プロセス全体の最適化を図る観点から、プレキャスト製品や効率化が図られる工法、汎用性の高い工法の導入を設計段階から検討するなど——について、理解し、支援する。

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、週休2日の確保等を考慮して、適正な工期を設定するものとする。下請は、工事着手前に工程表を作成したうえで、工事の進捗状況を元請と共有するなど、工事の円滑な施工を図るものとする。また、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合には、元請・下請双方協議のうえで、適切に工期の変更を行うものとする。
- 適正な工期の設定に伴い、労務費、社会保険の法定福利費や安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。
- また、下請契約に係る代金の支払いについては、建設業法（第24条の3、第24条の5）等に基づき、速やかに支払いを行うとともに、支払手段については、「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）を踏まえ、できる限り現金払いによるものとし、手形等による支払いを行う場合は、割引料等について下請の負担とすることのないようにする。
- なお、建設業における週休2日の確保等に当たっては、日給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意する。
- 個人として建設工事を請け負う、いわゆる一人親方についても、上記の取組と同様に、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 特に公共発注者において、技術者の不足等の理由により、適正な工期設定等の発注関係事務を自ら適切に行うことが困難な場合には、工事の特性等を踏まえ、発注者支援を適切に行うことのできる外部機関（コンストラクション・マネジメントなどの建設コンサルタント業務を行う企業等）の支援を活用するなどにより、適正な工期設定等を行うことができる体制を整えることが望ましい。

- なお、外部支援を活用する場合においても、本来発注者が実施すべき判断や事業全体のマネジメントについては、適切に実施するものとする。

#### 4. その他

- 本ガイドラインは、今後発注される建設工事を対象とするものとする。
- 関係省庁は、本ガイドラインを踏まえ、民間発注団体に対し、適正な工期設定等に関する普及啓発等に努めるものとする。
- 関係省庁は、国や地方公共団体、独立行政法人、民間発注団体や建設業団体の発注の実態や、長時間労働の是正に向けた取組も含め、本ガイドラインの取組状況についてフォローアップを行い、それらも踏まえて必要と認められるときは、適宜、本ガイドラインの内容の見直し等の措置を講ずるものとする。